

30279 ✓

教科書文庫

3
810
32-1901
2000301405

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

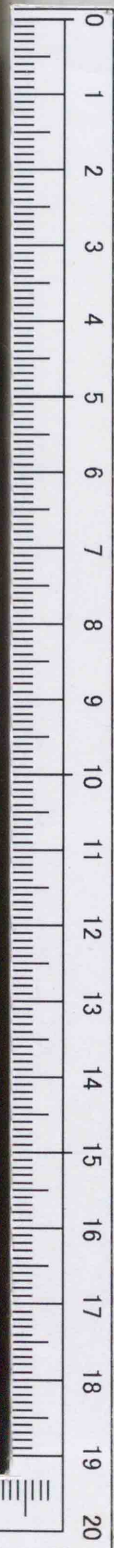
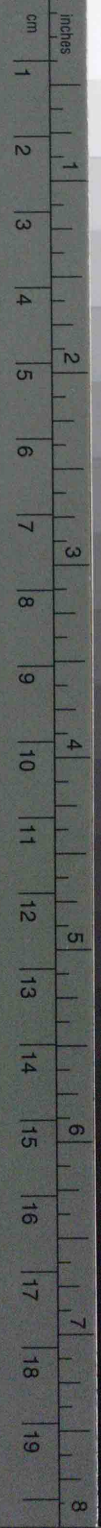


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9  
N119  
資料室

高等小學  
國語讀本  
七





資料室

明治三十四年九月三十日 文部省檢定

3759  
N:19

高等小學學校國語教科用童

伯爵 副島種臣 閱  
伯爵 東久世通禧 閱  
西澤之助 編



# 高等小學國語讀本

東京  
國光社藏版

## 高等小學國語讀本七

### 目次

第一課	道德の經典(一)	五
第二課	道德の經典(二)	八
第三課	國名ノ由來	十一
第四課	吉野紀行	十四
第五課	農法の必要	十八
第六課	雨	二十五



第七課 田中藤六

二十九

第八課 博覽會

三十二

第九課 建築

三十六

第十課 日光山

三十九

第十一課 皇國の美術

四十五

第十二課 佛蘭西及伊太利

四十九

第十三課 後藤祐乘

五十二

第十四課 職業の苦樂

五十六

第十五課 音樂

六十

第十六課 自然物ノ利用

六十三

第十七課 和蘭及瑞西

六十七

第十八課 富

七十二

第十九課 會社

七十八

第二十課 保險

八十一

第二十一課 高田屋嘉兵衛

八十五

第二十三課 燈明臺

九十一



第二十三課 壇の浦の戦

九十四

第二十四課 御宸翰

百三

第二十五課 大和心

百八



高等小學國語讀本七

伯爵 東久世通禧 閱

伯爵 副嶋種臣 閱

西澤之助 編

第一課 道德の經典(二)

我が國は、天地開闢の初より、皇統一系連綿として、變らせ給ふことなく、歴世仁慈を以て、萬民に臨み給ひ、臣民は、同心一體となりて、世々忠義を以て、神孫に奉事し、君臣



の分、嚴として亂れず、國運、常に隆昌にして、  
慶福、窮なし。

古史の傳に曰はく、天地の初に、先、天之御  
中主神、次に、高皇產靈神、次に、神皇產靈  
神、ましまして、造化の始をなし給ひき。是よ  
り、神靈相つぎ、伊弉諾、伊弉冊の二尊に  
至りて、修理固成の功を遂げ給ひ、皇祖天  
照大御神を生みて、天下の主と定め給へり。  
皇祖、皇孫を、此の國に降したまひしとき、

神勅を垂れ給ひて、天壤無窮の基を定めさ  
せ給ひき。

神武天皇、天業を弘め給ふに及び、祭場を、鳥  
見、山に設けて、皇祖天神を祭らせ給へり。  
其の詔に、「今、海内、すでに平ぎたれば、天神  
をまつりて、大孝をのぶべし」と宣ひき。大孝  
をのぶとは、即、天之御中主神を始めて、  
皇祖天神に、親しく、成功を奉告し給ひて、其  
の御志に協はせられんことを期し給へる



なり。爾來、列聖、民庶を撫育したまふに、  
皇祖皇宗の遺訓を承け、遺徳に則り給はず  
といふことなし。

今上天皇陛下、英聖文武にましくて、夙に、  
綱紀を振張したまひ、維新以來、諸の詔勅、常  
に、皇祖皇宗の遺範に由ると宣へり。知る  
べし。我が皇、歴代の聖徳、只、祖宗の御心  
をつぎ給ふに在ることを。

第二課 道德の經典 (二)

孝は、道の大本にして、萬善之より生ず。

上、至尊より、下、庶民に至るまで、一旨貫通  
して、其の義、二なし。是、我が道義の根底なり。  
彼の繁茂せる大樹の枝葉も、唯、一の根幹に  
歸するが如く、我等萬民の祖も、之を究むれ  
ば、則、天神より出づ。故に、忠孝一致にして、天  
神を敬するは、即、君に忠なる所以にして、又、  
親に孝なる所以なり。苟、天祖の神意にも  
とらざらんことを希ふ者にして、豈、不忠の



臣あらんや。苟、皇上の聖旨に協はんことを期する者にして、豈、不孝の子あらんや。我が國徳教の本旨は、唯、孝の一義に歸す。忠愛信義、皆、孝の一端に外ならざるなり。

我が國固有の道德は、天地開闢の初より、常に事實となりて存在し、後代の明鑑となりて、史上にかゝりやけり。禪讓放伐といふが如き、忌むべき風習は、祖先を異にせる、他の國民の間にありては、免れ難きことなれども、

獨、我が國の史上にのみ、かゝる痕跡を留めざるは、豈、偶然ならんや。

是に由りて、之を觀れば、神聖にして、宇内無比なる皇朝の歴史は、忠孝の明鑑を、子孫萬世に傳へたる、祖先の遺範にして、我等が道義の經典なり。

### 第三課 國名ノ由來

我が國、古ハ、大<sup>オホ</sup>八<sup>ヤ</sup>洲<sup>シヨク</sup>國<sup>クニ</sup>トイヒ、又、瑞穂ノ國トモ、細<sup>コ</sup>戈<sup>シホ</sup>千<sup>チ</sup>足<sup>クル</sup>ノ國トモイヒキ。



抑、大八洲國ノ名稱ハ、諾冊ニ神ノ國土ヲ  
經營シ給ヒシ時、本州、筑紫、伊豫、淡路、隱岐、佐  
渡、壹岐、對馬ノ八嶋、先成レルニヨリテ起リ、  
瑞穂ノ國トハ、氣候中和ニシテ、地味肥エ、農  
産ニ富ミ、殊ニ、ヨキ稻ノ實ルニヨリテ名ヅ  
ケ、又、國人武勇ノ勝レタルニヨリテ、細戈千  
足ノ國トモイヒシナリ。

カクテ、本州ノ中央ナル大和ノ國ヲ、古モ、同  
ジク、ヤマトト稱ヘシヲ、神武天皇以後、代  
代、コ、ニ、皇都ヲサダメ給ヒシヨリ、ヤマト  
ノ名、大ニヒロマリテ、終ニハ、全國ノ號トナ  
レリ。

推古天皇ノ御代、隋ノ國ニ遣シ給ヒシ國書  
ニハ、

「日出ヅルトコロノ天子、書ヲ、日没スルト  
コロノ天子ニ致ス」

ト記サセ給ヘリ。

又、孝徳天皇以後、外國ニ宣シ給ヘル詔勅



二ハ、日本天皇ト記サセ給ヒキ。  
コレヨリ、ヤマトヲ、日本ト書シ、後、遂ニ、日本  
ヲ、字音ニテ讀ミ、大ノ字ヲ加ヘテ、我が國名  
トスルニ至レリ。

我が大日本ハ、東洋ノ表ニ屹立シ、國運ノ次  
第二、隆盛ニ赴クサマ、恰、旭日ノ將ニ、天ニ冲  
シテ、六合ニ光被セントスルガ如シ。眞ニ、其  
ノ名ニソムカズトイフベシ。

第四課 吉野紀行

吉野川を、舟にて渡り、六田に到る。吉野山の  
麓なり。川ばたに、町あり。柳の宿と云ふ。水に  
のぞめる茶屋あり。景色よくして、目をよる  
こばしむ。こゝより、吉野山へ登る。一の阪を  
登れば、右の方に、四手掛明神の社あり。すで  
に、花盛に見ゆ。やうく登り行けば、道筋に、  
並木の櫻あり。左右の山も、谷も、櫻多し。我の  
みならず、従者も、目を驚せり。  
猶行けば、吉野町の、すこし下に、阪あり。その



上なる道のちまたより見れば、日本が花と名づけたるあたりの櫻いとく多くて、盛に見ゆ。しばしやすらひて、目をほしいまゝにす。他所にかゝる花有るまじければ、日本が花といへるも、名にかなへり。明日こそ、心しづかに見めとて、まづ町に入りて、こよひは、こゝに宿るべきよしを告げおき、奥の院の方へ行く。子守の社のあたり迄は、花さかりに開けり。それより上の方は、山高ければ、

花、なほ稀なり。

奥の院へは、昔、二たびまで行きたれば、けふは行かず。日暮れぬうちに、花多き方へとて、金精大明神の宮居より、阪を下り、如意輪寺の方へおもむく。こゝにも、花多し。歸るさに、吉水院に入りて、しばらく、堂の内を見る。屏風の繪なども、古めかしく、かれこれ、見所多し。かくて、宿に歸れば、日すでに入りぬ。吉野山の事は、さきに、大和巡覽記に、くはし



くのせたれば、こゝには記さず。明くる日、かねて今朝の曙の花を見んと思ひし故に、早く旅のやどりを出で、昨日期せし所に來て、日本が花を見る。こゝの谷、かしこの峰、目の及ぶかぎり眺めやるに、今を盛に咲きみちて、いく千株といふことを知らず。景色のおもしろさ、言葉の及ぶ所にあらず。たとへをとるに物もなし。

(貞原益軒の文による)

第五課 農法の必要

四十年の實歴によりて、農業全書を著したる宮崎文太夫安貞は、安藝國廣嶋の人にて、筑前國福岡の藩主に仕へたりき。安貞は、やくより、畿内諸國を廻りて、所々の老農に、種藝のことを問ひたゞし、田野の間に住居し、心力を盡して、耕作を營み、民人を諭して、業を起さしめんことを務めたり。農業全書を著したるは、七十五歳のときにして、次の年に身まかりぬ。筑前の志摩、怡土二郡の内に、



安貞の私資を出して開拓したる地ありて、  
今に宮崎開ビラキと稱ふ。安貞己の能にほこらず、  
人を利し、物を濟ふ心厚く、水利土工の事に  
も昏からざりき。農業全書の世に出でし時、  
此の頃の名君大儒稱賛せざるはあらざり  
きとぞ。

農業全書の自序の略に曰はく、古本朝の賢  
君多く、農業を重んじ給ひしかど、農法を教  
ふる書は、世に傳らず。故に、農法、世にくはし  
からず。

我、久しく民間に在りて、農人の、日々に勤む  
るさまを見るに、其の術委しからずして、法  
にたがふ事のみ多し。この故に、身を勞し、心  
を苦めて、勤めいとなめども、效を得ること  
すくなくして、やゝもすれば、秋のなりはひ  
の不足を見ること、屢なり。是、土地のあしき  
にもあらず、勤の足らざるにもあらず。唯、ひ  
と一に、稼穡の道明ならずして、民、農法を知



らざるがゆゑなり。今幸に太平の御代なれば、其の法を詳にして、教へ導かば、民などか之にしたがひよらざらん。

凡、天下の事、必致知と、力行とを兼ねざれば、功成りがたし。故に、先よく農法を知りて、後農功を勤むべし。且、恆の産をければ、恆の心なし。衣食たりて、後禮義行はるゝ理なれば、民、種植の道をよく知りて、五穀ゆたかに、衣食の養足りて、各、その所を得んには、おのづ

から、貪る心もなく、禮義廉恥行はれ、風俗すなほに、人心和順し、一世安樂ならんこと、うたがひなかるべし。

そも、日本の地は、寒暑中和にして、甚しき天災地禍もなく、稻麥を植うる地ひろし。國土、また勝れて肥良なれば、よろづ種植の類、物として、成長せざるはなし。高麗<sup>コリヤ</sup>、唐土<sup>モロコシ</sup>にも、かゝる上國はなしと聞えたり。歐陽子が日本刀のうたにも、「土壤沃饒にして、風俗好



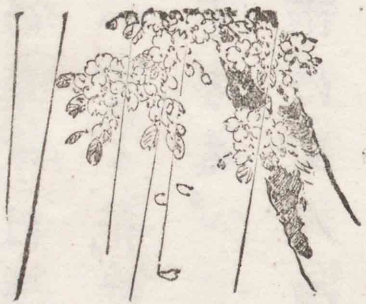
しと稱美せしも、理なり。然れば、百穀は、いふに及ばず、凡、人世有用の菜果、草木、藥種等に至るまで、民用を助くる品々、皆、其の種を求め、法に隨ひて種藝し、各、その法を盡しなば、衣食、居室、財用、ことごとく足りぬべし。

(勸業雜誌による)

文法 詞ノ集リテ、完全ナル思想ヲ表シタルモノヲ、文トイフ。例ヘバ、國土すぐれたる景色よし。君臣の分亂れず。歴史は、道義の經典なりナドイフカ如シ。

### 第六課 雨

雨は、四季によりて、その趣を異にせり。



春雨は、細にして静なり。一雨毎に、暖になりゆき、草木の芽も、やうやうに萌え出づ。

梅の實の黄ばむ頃より、二三十日間降り續く雨を、さみだれとも、梅雨ともいふ。稻の植付は、この間にするなり。

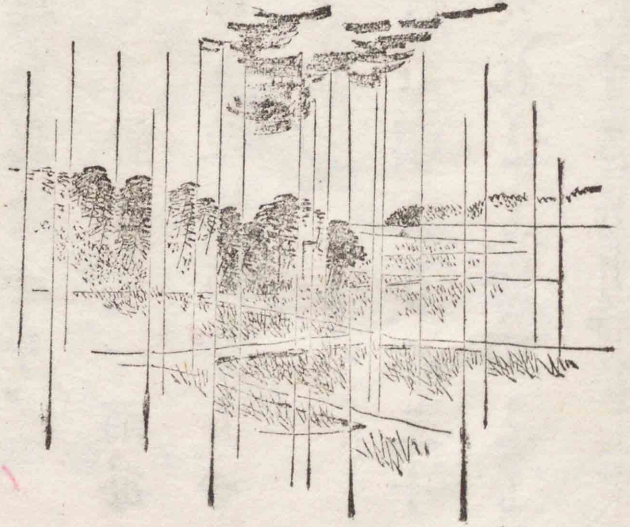
暑さ堪へがたき折節、空、俄にかき曇りて、は



げしく降りしきる夕立には、夏をも忘らるべし。

時雨降りそむれば、野山の草木は、薄く濃く染めいで、花にもまさる眺となる。

雨は、又、人生に、大なる關係を有す。諺に、五風十雨とて、五日に、一たび、風吹

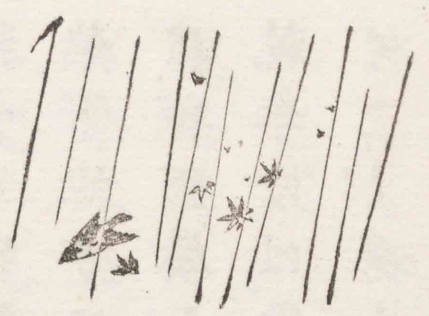


き、十日に、一たび、雨降るときは、五穀、豊にみのるといへり。

雨の量は、同じ地方にても、年々同じからず。概していへば、熱帯には、多くして、温帯には、稍少く、寒帯には、甚稀なり。

熱帯地方にては、湿季と乾季とあり。湿季には、驟雨、屢至り、又、降雨、數日に亘ることあり。乾季には、絶えて、雨ふらず。されども、露のおくこと多し。





我が國は、溫帶に位するが故に、熱帶地方よりは、雨量少けれども、海をめぐらしたれば、水蒸氣に富み、且、溫暖なる洋流と、貿易風との影響を受けて、同帶の大

陸地方よりは、其の量多し。  
太平洋の海岸は、夏季、東南の風多く、日本海の沿岸は、冬季、西北の風多し。而して、本州の中央には、高峻なる山脈ありて、風路を遮る

が故に、西北風の伴へる濕氣は、結びて、雪となり、東南風の含める濕氣は、凝りて、雨となる。夏は、北陸、山陰に、晴天の日多く、冬は、東海、南海に、雨少きは、この故なり。

第七課 田中藤六

瀬戸内海ノ沿岸ハ、雨少ク、空氣乾燥セルガ故ニ、製鹽ニ適シ、就中、播磨ノ赤穂、周防ノ三田尻<sup>サツリ</sup>、阿波ノ齋田<sup>サイダ</sup>ハ、其ノ業盛ナリ。  
三田尻ノ製鹽業ハ、慶長ノ頃ヨリ發達シ、明



和ノ頃ニ至リテ、大二衰ヘシヲ、田中藤六トイフ人、之ヲ再興セリ。

藤六ハ、三田尻ノ人ナリ。會領主、製鹽ニ精シキ者ヲ求メシニ、藤六、建議シテ曰ハク、凡、製鹽ハ、三月ヨリ八月マデヲ、期節トシ、鹽田ヲ二分シテ、隔日ニ用キルベシ。是、田力ヲ休メ、人力ヲ省ク道ナリト。領主、其ノ議ニ從ヒシカバ、製鹽ノ業、再、盛大ニ赴ケリ。

藤六、又、内海沿岸ノ鹽戶ヲ遊説シ、天明八年、

同業者ヲ、備後ノ尾道ヲノミナニ會シテ、誓約ヲ結バシメタリ。是、現今存立セル十州鹽田會ノ起源ナリ。十州トハ、播磨、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、阿波、讃岐、伊豫ノ十箇國ヲイフ。爾後、十州ノ鹽田、大二開ケ、鹽戶、次第ニ増加シテ、年々ノ産額、數百萬石ヲ超ユルニ至レリ。領主、大二、藤六ノ功ヲ賞シテ、三田尻ノ製鹽業ヲ管理セシメキ。

藤六、常ニ曰ハク、吾ガ説、モシ、一國ニ行ハレ



ナバ、一國ノ利ナラン。天下ニ行ハレナバ、天下ノ利ナラント。其ノ遺言、數十條アリ。皆、鹽田ノ良計ナリ。三田尻ノ人々、藤六ノ遺徳ヲ追慕シテ、鹽田碑ヲ建テ、其ノ事蹟ヲ記セリ。後、播州ノ鹽業家、亦、碑ヲ建テ、其ノ功ヲ刻シ、永ク後世ニ傳ヘタリ。

第八課 博覽會

内國勸業博覽會は、我が國の殖産を勵し、民業を改善せしめんとして設けたるなり。第一

回の開設は、明治十年、西南の亂鎮定せし時にて、第二回は、明治十四年、國會開設の詔勅を發し給ひし年、第三回は、明治二十三年、帝國議會創設の年なりき。會場は、毎回、東京と定りしかども、第四回は、明治二十七年、桓武天皇の奠都一千百年の紀念祝祭を機とし、京都にて開會したり。時、征清の役に際したれば、國家は多事なりしかども、よく、産業を獎勵することを怠ら



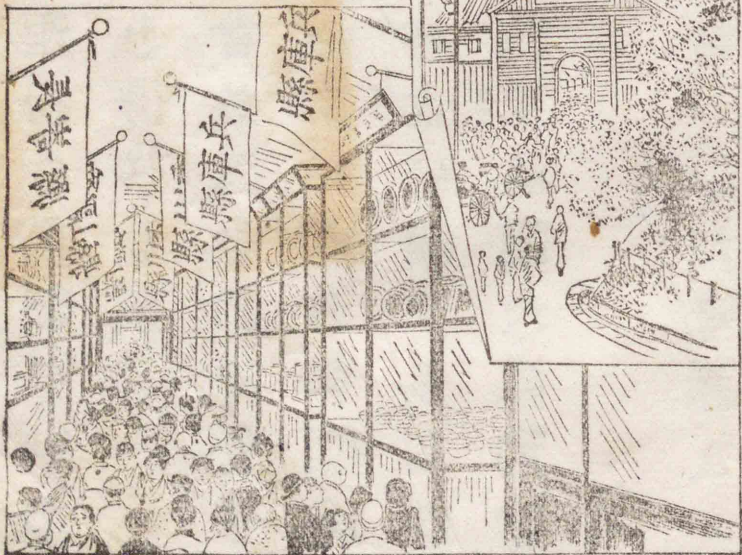
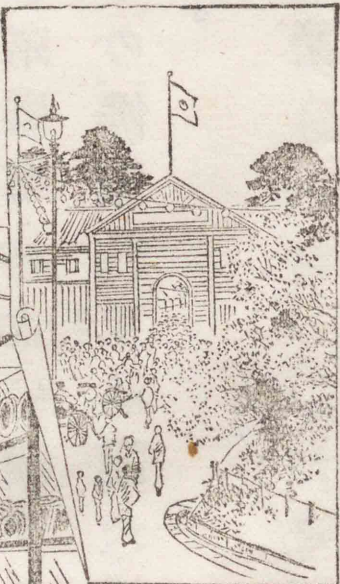
ざりき。

第五回は明治三十五年にて、會場をば、大阪に定めたり。

勸業博覽會にては、各地の出品を、種類に因り、各部に分ちて陳列し、又、適當の方法にて場内に排列す。農産物、農具、木材等の類をば、農林館に置き、魚介、海藻、漁具等は、水産館に陳ね、工藝館には、織物、燒物、塗物等を集め、器械館には、電氣、蒸氣等の機關、及、印刷、製絲、紡績等、すべての器械を置けり。又、繪畫、彫刻の諸品は、美術館に、

古代、若くは、海外の名品は、参考館に陳ねたり。

かくの如くにして、各優劣を競ふが故に、製造者は、之によりて、我が短所を改め、他の長所を學ぶ





を得べく、需要者は、各地産物の良否を知りて、我が好むものを選ぶを得べし。

博覽會の外、各地に、展覽會、共進會、品評會等あり。又、萬國大博覽會といふものあり。明治二十六年、北米合衆國市加古ワシントンに開きしもの、及、明治三十三年の、佛國巴里パリ萬國大博覽會等の如き、是なり。

### 第九課 建築

家屋、倉庫、工場、社殿、堂塔などの類を、建築物、

又は、建物といふ。此等のものを造らんには、まづ、其の繪圖を製し、適當の場所を選ぶべきなり。

場所は、高燥にして、南に面する地を選び、家屋は、東南に向はしむるをよしとす。是、日光を受くるに宜しくして、人の健康に適し、且、家を、永く保存するを得べければなり。

建築に着手する初には、先、地形チキョウを固むべし。石造、煉瓦造等には、殊に然り。木造の家は、地



形成りて後、礎イシズエをすゑ、土臺を置き、柱を立つ。  
 柱の上に、桁ケタと梁ウツハリとを横へ、棟木ムナより、椽ケルキを垂  
 れて、その上に、茅板、或は瓦を葺きて、屋根と  
 するなり。後、床を張り、壁をぬり、畳を敷き、床、  
 押入を付け、戸、障子、唐紙等を建つ。此の類の  
 ものを、造作と云ふ。

家の内をば、居間、客間、寢間、臺所等に分ち、職  
 業によりては、店、仕事場等を設く。客間には、  
 床ありて、書畫を掛け、花を挿して、室内の飾

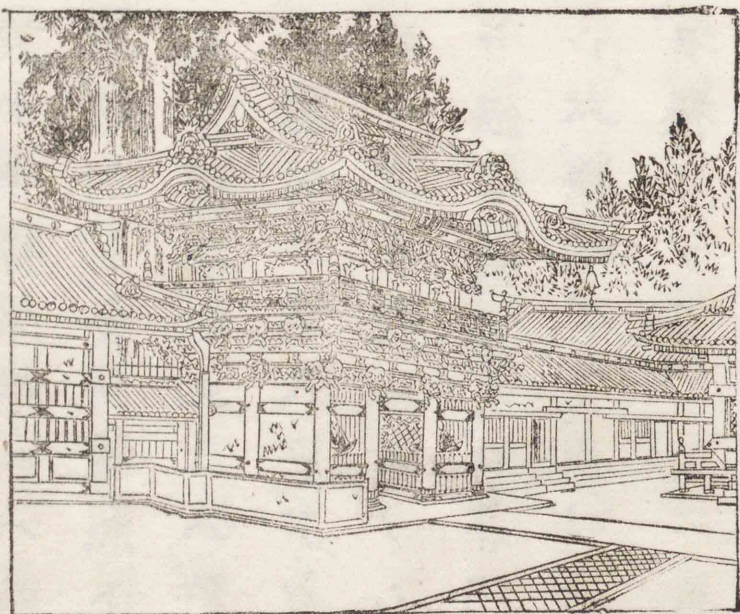
とし、居間には、押入ありて、家財、道具を入れ  
 置く。物置、藏、門等は、家に附屬する建物なり。  
 されども、町家にては、通例、表門を設くるこ  
 となし。

建物には、種々の制あり。社殿には、多く、我が  
 國古代の制を存し、寺院、堂塔には、支那より  
 傳れる法を用ゐたり。近時行はるゝ石造、煉  
 瓦造等は、歐米の建築法なり。

第十課 日光山



我が國ノ名勝中、建築物ヲ以テ著レタルハ、日光山ナリ。此ノ地、老樹、枝ヲ交ヘテ、晝、尚暗ク、青苔、露ヲ帶ビテ、綠滴ナメラントス。清流ノ、石ニ激スルハ、恰、雪ヲ散セルガ如ク、湖水ノ、山間ニ、淵ヲナセルハ、藍ヲ湛ヘタルガ如シ。カク麗シキ、天然ノ景色アルガ上ニ、人工ノ美ヲ盡シタル東照宮ノ殿樓、樹間ニ聳チテ、結構ノ壯麗ナルコト、筆紙ニ盡シ難シ。ソノ設計ハ、甲良豐後ノ手ニ成レリトイフ。



山麓ノ大谷川ニ、神橋ヲ架セリ。朱塗ニ、金々

具ヲ付ケタル反橋ニシテ、溪流ト相映ジテ、甚美ナリ。此處ヲ過ギテ、老杉茂レル間ヲ登レバ、石造ノ大鳥居アリ。表門ヲ經テ、尚進メバ、陽明門ニ到ル。左右ニ、各六十間ノ廻廊ヲ



設ケ、楣椽梁桷ニハ、遍ク、人物、花卉、珍禽、奇獸ヲ彫刻シ、金碧燦然トシテ、人目ヲ眩セシム。其ノ畫工、彫工ニハ、狩野探幽、左甚五郎ノ如キ、當時ノ名人ヲアツメタレバ、意匠、天造ノ妙ヲ奪ヒ、觀ル者ヲシテ、日ノ傾クヲ知ラザラシム。故ニ、又、日暮門ノ稱アリ。コ、ヲ過グレバ、唐門アリ。用材、悉、唐木ニシテ、彫刻、精巧ヲ極メタリ。

更ニ進ンデ、拜殿ニ入レバ、内ハ、六十餘疊ヲ敷クベク、畫彩彫刻ノ妙、言語ニ絶セリ。

東照宮ニ隣リテ、<sup>フムラ</sup>ニ荒神社アリ。之ニ竝ベルハ、大猷廟ニテ、三代將軍家光ヲ祀レル處ナリ。結構、東照宮ニ擬セラレ、彫刻、裝飾ノ美、亦之ニツゲリ。

此處ヨリ登ルコト、三里ニシテ、中禪寺湖アリ。嘗、行幸ノトキ、名ヲ幸湖ト命ジ給ヘリ。男體山ノ下ニアリテ、周回八里。煙波杳渺トシテ、山影倒ニ、湖心ニ落チ、風光、最喜ブベシ。水



溢レテ、華嚴ノ瀧トナリ、懸崖ヲ直下スルコト、七十餘丈。ソノ下流ハ、即、大谷川ナリ。裏見ノ瀧ハ、高サ、十餘丈。崖腹ノ小徑ヲ攀ヂテ、裏面ヨリ望メバ、珠簾ヲ懸ケタルガ如クニテ、頗奇觀ナリ。霧降ノ瀧ハ、高サ、二十丈ニ餘レリ。水碎ケテ、霧トナリ、五彩ノ虹ヲ現ズ。

此ノ外遊覽スベキ處、含滿ノ淵、湯湖、湯瀧等、枚擧スルニイトマアラス。地、幽邃ニシテ、納涼ニ適シ、又、紅葉ニ、名アルガ故ニ、夏秋ノ候

ニハ、杖ヲヒクモノ、殊ニ多シ。

文法 綠滴らん、晝暗し等ノ文ニテ、綠、晝ハ、文ノ主タルモノニテ、之ヲ、主語トイヒ、滴らん、暗しハ、主語ヲ説明セルモノニテ、之ヲ、説明語トイフ。文ニハ、必、コノ二語ヲ要ス。

第十一課 皇國の美術

わが國は、暑さ寒さの程よく、山水のけしきも、類なく、美しければ、従ひて、人の情も、優しく、みやびやかなり。その上、世々、明く、清き真心も、てる祖先の血筋を受けたれば、武く直



き性ぞ、自備りける。されば、美術といはるゝ  
數多のわざも、自、諸外國と、様かはり、皇國人  
の性情を現して、夙くより、美しく、世ににほ  
ひ出でたりき。

今、古昔の狀を、くはしく知るに、由なけれど、  
漆もて、物を塗り、土にて、器造り、畫かくわざ  
なども、紀元より前の世に開け、世々、そのわ  
ざの氏人さへ一定りて、朝廷に仕へ奉りしさ  
ま、古文に見ゆ。

塗物の術は、平城<sup>ナラ</sup>の宮より、平安の都の初の  
頃に至りて、漆部<sup>スリベ</sup>といふ司をおかれ、金をは  
めこみてぬれるものも出で來て、その器、今  
も、御物の中にあると承れば、著く進みしこ  
ともおしはからる。

武家の政あづかる世となりて後、鎌倉、室町  
の頃にも、名高き工ありしに、江戸の時めき  
し世より、其のわざ、一きは進みて、名を得た  
る人々、つぎくに出で來たりぬ。この人々



の作りし塗物の光は、きら／＼しく、外國人の目にさへ耀きたりき。

畫かく業、土にて、物作る業なども、韓、唐土より、其の法を傳へてより、古の様、漸改りぬれど、異なる性情を備へたる皇國人なれば、外國の様を模しながらも、本國の物よりは勝れて、おのづから言ふべからざる趣をそなへしむるに至れり。

その外、手かく風、物刻む業なども、皇國人の手に成り調ひては、皆、唐様と異なる方に移りたり。今、かゝる事どもを考へわたすにつけても、皇國人には、自、皇國人の性情のそなはれることぞ知られたる。

皇國の美術を、彌、益進むるは、即、皇國の光榮をます所以なれば、美しき山水にあえて、美しく、武く、直き性情を具へたる皇國人はいかてか、この任に當らざらん。  
(繪畫叢誌による)

第十二課 佛蘭西及伊太利



佛蘭西は、歐洲中最、美術の盛なる國にして、  
首府、巴里の華麗なること、世界に比なし。歐  
洲の流行は、概、巴里より始るなり。

此の國、工業發達して、製造品、甚多く、中にも  
著名なるは、織物、陶器、絹布の類にて、葡萄酒、  
及、金銀、寶玉の諸細工、裝飾品等、之につぐ。  
ゴブランは、美麗なる毛織物にて、織り出だ  
せる種々の畫紋は、恰、油繪を觀るが如し。  
又、セーブルと稱する磁器は、品質、最精良な

り。

里昂<sup>リオン</sup>の絹布、亦、有名なり。新様をきそひて、珍  
奇の縞柄を織り出だす。意匠、すこぶる巧妙  
なり。

此の國、歐洲の中央に位し、兵備、甚嚴にして、  
造兵、造船の業も、亦、頗盛なり。  
佛國の東南にありて、地中海に突出せる半  
嶋を、伊太利といふ。歐洲中、最暖にして、養蠶  
に適し、精良なる生絲を製出す。



この國の風物は、我が國に似たるもの多く、  
ヴェスピアスの火山、ネーブルの海岸、羅馬  
の舊都、ヴェニスの市街等、さながら、畫圖の  
如し。

首府羅馬には、宮殿、樓廓等、壯大なる建物多  
し。此の地は、嘗、全歐を統轄せし羅馬帝國の  
舊都にして、今尚、昔日の名残を存するが故  
に、遺跡を弔ふ旅客すくなからず。

第十三課

後藤祐乘

後藤祐乘ハ、從五位右衛門尉基綱ノ嫡男ニ  
テ、永享六年、美濃ニ生レキ。幼ニシテ、彫刻ノ  
技ヲ嗜ミ、戲ニ刻ミタルモノモ、精妙、眞ニ逼  
リシカバ、老成者モ、之ヲ見テ感嘆シケリ。  
八歳ノトキ、土砂ニテ、猿ノ形ヲ造リテ、庭上  
ニ置キシニ、鳥飛ビ來テ捕ヘ去リキトイフ。  
將軍足利義教、之ヲ聞キ、召シテ、近侍トシ、厚  
ク寵遇セリ。  
祐乘、生長シテ、右兵衛尉トナリシニ、偶、讒言



ニアヒテ、獄舎ニ繋ガレタリ。時、盛夏ノ候ニ  
 テ、炎暑酷烈ナ  
 リキ。獄吏憐ミ  
 テ、渴ヲ醫セヨ  
 トテ、一顆ノ桃  
 ヲ與フ。祐乘、窃  
 ニ、小刀ヲ請ヒ  
 テ、桃核ニ、山王七社ノ神輿船十四艘、猿六十  
 三頭ヲ刻ミ、獄吏ニ贈リテ、恩ヲ謝セリ。



獄吏之ヲ、義教ニ獻ズ。義教、見テ驚嘆シ、宥シ  
 テ、刀劍飾具ノ彫刻ニ從事セシム。  
 嘗、短刀ヲ裝飾ス。靴ニハ、銀地ニ、金ノ雲龍ヲ  
 高彫ニシ、目貫ニハ、壽老人ノ、鹿ニヨリテ坐  
 セル様ヲ彫刻セリ。其ノ精密ナルコト、片鱗  
 一毛ノ微モ、尚、眞ヲ失ハザリキ。又、笄ニ、九曜  
 雁、水鳥等ヲ彫刻ス。義教、甚之ヲ愛重セリ。後、  
 其ノ妙技、叡聞ニ達シ、法印ノ號ヲ賜ル。  
 祐乘、高彫ヲ創意シ、一家ノ手法ヲ開ク。刀痕



疎ナルガ如クニシテ、却リテ密ニ、ソノ技、殆  
天工ヲ奪ヘリ。

子宗乘、父ニ劣ラズ。孫乘真モ、亦、妙工ノ聞高  
シ。當時、京都ハ、兵亂ノ後ニテ、白晝、盜賊徘徊  
セシカバ、乘真憤慨シ、彫刻ノ傍、毎夜、禁廷ヲ  
警メテ、叡感ヲ蒙リキトイフ。

第十四課 職業の苦樂

繪畫、彫刻、音樂、文藝等に從事する人々を見  
れば、苦なくして、樂多きが如くなれども、巧

妙の極に達して、人を感動せしむるに至る  
には、非常の苦心を要するなり。

肥馬に跨り、長劍を帯び、萬軍を指揮する將  
帥の任は、安逸なるが如くなれども、銃を擔  
ひ、大砲を牽き、山野を馳驅する兵士に比し  
て、苦心、孰か多かるべき。水夫、火夫等の作業  
は、困難なるべけれども、運轉手、機關手の職  
務は、却りて、容易ならざるべく、數十萬圓の  
貨物と、幾百人の生命とを預れる船長の心



勞は、更に大なるべし。

凡、身體を勞する者は、心を勞すること少く、心を勞する者は、身體を勞すること少し。畢竟、心と身との差別はあれども、如何なる業にても、勞苦なきはなかるべし。

ひとすぢに心さだめよ濱千鳥

いづこの浦か波風のなき

實に、この歌の如く、世間の事、一として、勞苦の伴はざるはなく、隨ひて、亦種々の困難に

も遭遇せん。之に堪へ得ずして、しばしく、志を變ぜば、何事も成就せざるべし。

常に、艱難に堪へて、一意、事業の發達、技倆の進歩を期し、その間、すこしも、倦怠の念を起すことなからんには、梅花の、風霜に耐へて、馥郁たる香氣を發するが如く、終には、成功の樂を得べきなり。

苦あれば、樂ありといへり。何事にも、勞苦如何を顧みず、唯一心に勇進せば、今日の勞苦



は、却りて、後日の樂とならん。  
されば、勞苦は、やがて、快樂を得べき道にし  
て、艱難は、實に、人を、玉にするものと謂ふべ  
きなり。

第十五課 音樂

谷川の流るゝ音、松吹く風の聲は、何となく、  
興ありて、をかしく聞きなざる。梅の花の咲  
きそめたるに、鶯の、初音<sup>ハツネ</sup>もらしたる、萩<sup>ハギ</sup>尾花<sup>オシバナ</sup>、  
露しげきに、松虫、鈴虫の、聲しきるなど、誰か、  
心に感ぜざらん。又、笛を吹き、琴を弾じ、鼓を  
撃ちなどして、面白き音を起さしむれば、樂  
しさ、更に深かるべし。

古の人は、もはら、笛、笙、篳篥<sup>ヒナリキ</sup>、琴、琵琶などを、好  
みて弄びき。博雅の三位といひし人は、琵琶  
の秘曲を學ばんとて、年久しく、逢阪<sup>オウサカ</sup>山の盲  
人の許に通ひて、その奥義をさとり、新羅三  
郎義光は、陸奥の合戦に赴く途に、足柄山に  
て、先師の子に、笙の秘曲を授け、無官の大夫



敦盛は、一ノ谷の城中にて、夜半に、笛を吹き  
すさみしに、翌日、戦死のをりも、尚、之を所持  
したりきといふ。

近き世となりては、三味線、胡弓、筑紫琴、尺八、  
さては、洋琴、風琴など行はる。其の中には、調  
子のいやしきものありて、人の心をみださ  
しむる媒となるも少からず。音楽は、人を感  
ぜしむること深きものなれば、常に、調いや  
しきを好まば、心、随ひて、卑くなり、調高く、お

もむき妙なるを好まば、心も、自、けだかくな  
りぬべし。

文法

主語、説明語ノ外ニ、客語トイフアリ。名詞、  
代名詞ニ、に、を、と、より、まで等ノ助辭ソハ  
リテ成ル。驚、初音をもらす。義光、合戦に赴  
く等ノ文ニテ、初音、合戦等ノ如シ。

第十六課 自然物ノ利用

宇宙ノ萬物ハ、其ノ類、甚多シ。之ヲ用キルニ、  
道ヲ以テスレバ、皆、人ノ生活ヲ助ケテ、使用  
ニ適セザルハナシ。



人、若、衣服ヲ得ント欲スレバ、木綿、羊毛等アリテ、輕暖ノ被衾ヲ供シ、家屋ヲ建テント欲スレバ、老杉、古松、到ルトコロニ繁茂セリ。又、五穀ハ穰々トシテ、野ヲ填メ、果實ハ累々トシテ、枝ニ熟シ、魚族ハ、河海ニ充テ、清泉ハ、溪間ニ湧出ス。イツレカ、飲食ノ資トナラザラン。暖ヲ取ランニハ、石炭アリ。暗ヲ照サンニハ、石腦油アリ。電氣燈ノ、晃々トシテ、不夜城ヲ現出シ、蒸氣力ノ、猛然トシテ、汽車、汽船ヲ

走ラシムル等、イツレカ、人世ヲ利セザラン。夫ノ、禽鳥和鳴シ、百花爛熳タルガゴトキモ、人ノ耳目ヲヨロコバシメテ、餘アリト謂フベシ。

然レドモ、人々、コノ賜ヲ享有スベキ道ヲ講ゼザランニハ、衣食ヲ求ムルコト、飛禽、走獸ニダモ及バズ。外界ノ物ハ、却リテ、敵トナリテ、終ニハ、人ノ生命ヲモ奪フニ至ラン。サレバ、智徳ヲ備ヘテ、萬有ノ主長トナリ、之



ヲ征服シ、之ヲ左右シテ、生ヲ全クセザルベカラズ。

古代ニハ、自然ヲ制スル道備ラザリシカドモ、人智ノ開クルニ從ヒテ、種々ノ器械ヲ發明シ、蒸氣、電氣等ヲモ驅役スルニ至レリ。嘗ミナギリ溢レテ、人畜ヲ害シ、田園ヲ荒シタリシ河水モ、今ハ却リテ、人生ノ用ヲ辨ジ、灌漑ノ餘水モ、水車ヲ運轉シテ、工藝技術ヲ助ケ、又、樹ヲ拔キ、屋ヲ倒スベキ風力モ、適度ニ

應用セラレ、終歲役々トシテ、車ヲ轉ジ、船ヲ進メテ、其ノ勞ヲ辭スルコトナシ。

此ノ如ク、自然ノ庶物ハ、人ノ生活ヲ補益スルニ足ラザル者ナシ。吾人ハ、益、科學ノ智識ヲ養ヒテ、利用厚生ノ道ヲ計リ、天與ノ恩惠ヲ空シクセザランコトヲ勉ムベキナリ。

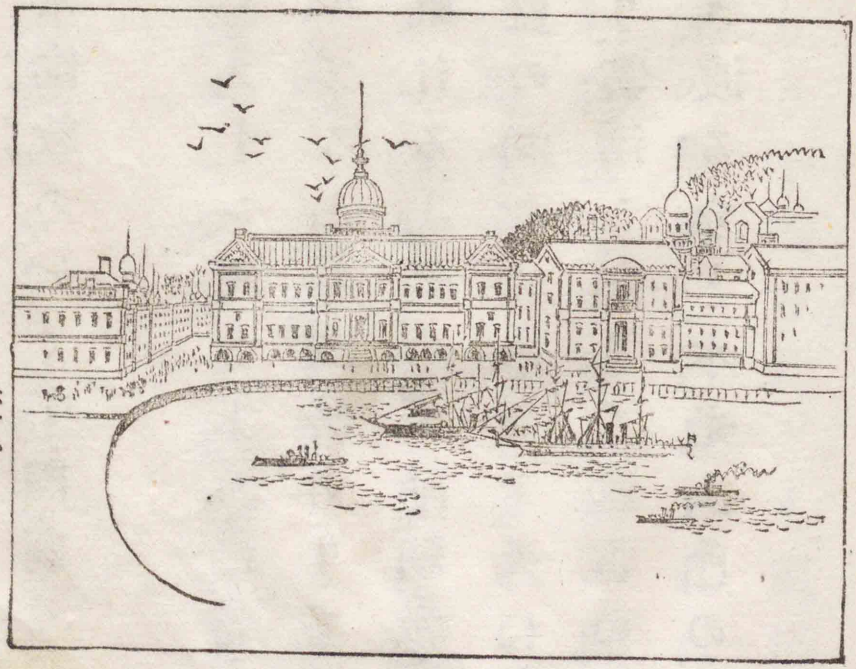
第十七課 和蘭及瑞西

獨逸の西北にある小國を、和蘭といふ。土地、海面よりも低く、動もすれば、北海の波、國中



に侵入するうれへあれば、海濱に堤防を築きて、之を防げり。かく、天然に、不利なる國なれども、人民、勤勉にして、産業に熱心なるが故に、溝渠を設けて、運輸交通の便を圖り、卑濕の地を、乾燥せる平野として、穀物を作り、牛羊を牧し、乾酪を製して、諸國に輸出す。又、北風、常に吹きすさみて、甚、愉快ならざれども、この風力を利用し、到る處、風車を設けて、種々の工業に應用せり。

國の廣さは、我が九州より、稍大なるに過ぎざれども、嘗、西班牙の羈絆を、脱して、獨立し、今より百餘年前までは、海上の霸王と呼ばれて、至大の領地を、海外に有し、其のアムス





テルダムは、今の英京倫敦の如く、宇内商業

の中心たりき。

和蘭の平野を流る、ライン河の上流に當りて、瑞西國あり。アルプス山の間にありて、風景佳絶なり。雪を戴ける山巔の、夕陽朝暎と相映じて、影を青藍の湖心に落せる、天に懸れる瀑布の下より、雲湧き起りて、遠雷の遙に、深谿にとゞろき渡るなど、水光山色の美、比稀なり。

瑞西は、殆、和蘭に等しき小國なれども、風俗質素にして、人民剛健の氣象に富みたれば、佛蘭西、伊太利、奧太利、獨逸等の諸強國の間に介在して、かつて、凌辱を受けしことをなし。又、昔より、すぐれたる人物輩出して、或は、教育を興し、或は、平和を唱へ、道徳を勵し、等のこと多し。かの萬國赤十字社を創立せるも、亦、この國なり。

歐洲中、最高き山地にして、ライン河、及、ロー



ン河等、著名の大河、皆源をこゝに發す。隨ひて、瀑布激流多きが故に、水力を用ゐて、工業を營むものおほく、ことに、ジエネバの時計は、精巧無比の稱ありて、諸國に輸出するこゝと盛なり。

第十八課 富

手紙を以て申上げ候私儀先頃より經濟學研究仕居り候處初心の事とて判然致兼ね候事共數多之あり申し候差當り富と申す

事に就きて不審の箇條左に相認め所伺申上げ候間御面倒ながら御教示仰ぎ奉り候

- 一、現在多くの貨幣を有せずとも富者と謂はるゝは何故にて候也
- 二、有用の物はことごとく價あるものと申し候ても差支は御座なく候也
- 三、土地を廣く所有致し候はゞ富者と申し候ても宜しかるべく候也
- 四、富を造り候には土地と勞力とのみに



て十分に之有るべき哉

右失禮ながら書中を以て諸君中へ之を預言

返 事

御書面拜見致し候此項は経済学師研究の  
由結構の御儀に存せられ候疎雑には候へ  
共御問合の件、左に解説致し候

一、貨幣は物價を量る尺度に過ぎず候故  
之はなくとも價多き物を澤山所有致  
居り候はゞ富者と申さるべく候

二、日光空氣水等は皆有用の物に候一其  
供給に限なく候ゆゑ價なき物と相成  
居り候されども日向のよしあし空氣  
の乾濕飲用水の良否等によりて地價  
に高下の生ずること之あり候へば斯  
る特別の場合には富の一部に數へら  
るべく又船中海底鑛坑沙漠等に在り  
て供給に限ある場合には此等も他の  
有價物と同じく富と相成申すべく候



三、供給に限ありても需用なきものは市  
 價を有せざれば富とは申難く候に付  
 無用の荒地をば如何程所有致居り候  
 とも富者と申す事は出来まじく候さ  
 れど之に勞力を加へ候はゞ貴重の田  
 畑山林と相成り價格を生じ申すべく  
 候されば土地と勞力とは富を造る要  
 件として數ふる事に相成居り候  
 四、富を造るに尚一つ大切なるは資本に

即座候資本之なく候はゞ土地を求む  
 ることも人夫を使役して勞力を加ふ  
 ることも相成申すまじく候

大略此の如くに候土地と勞力と資本とは  
 富を造る三要素にて候現今我が國は相當  
 に土地と人力とを有し候へども資本は未  
 十分とは申さるまじく候へば何卒一致協  
 同して之を殖すべき道を計畫致し度事に  
 候尚委細は御面會の折申述べべく候不宣

天二世十月  
 天二學其三  
 マデ

高等小學國語讀本七



第十九課 會社

天字期三

富ヲ造ルニハ、多人數、互ニ資本ヲ合シテ、事業ヲ營ムヲ利アリトス。此ノ如クスルヲ、會社トイフ。

會社ニハ、合名會社、合資會社、株式會社ノ三種アリテ、農工商等ノ業ヲ營ム。各會社ニハ、株主、モシクハ、社員等アリテ、資本ヲ供シ、社長、取締役、監査役等ノ役員アリテ、營業ニ從事ス。

合名會社ハ、數人、互ニ資本ヲ合セテ、事業ヲ營ム。會社ノ責任ハ、其ノ資本ニノミ止ラズ、社員各自ノ身代ニモ及ブモノトス。故ニ、之ヲ稱シテ、無限責任ノ會社トイフ。

合資會社ハ、ソノ責任、各社員ノ醵出セル資本金額ニノミ止ル。然レドモ、業務執行中ニ生ジタル會社ノ義務ハ、特ニ、無限責任ヲ負ヘル社員、名字ヲ、社名ニ用キタル社員、及、業務擔當社員等ノ責任トシ、普通ノ社員ハ、資



本金ノ外ニ、辨償スルヲ要セズ。

株式會社ハ、資金ノ總額ヲ、數百アルヒハ、數千ニ等分シテ、一分ヲ、一株トシ、其ノ金額ヲ記シタル證書ヲ製シテ、資金ヲ出ダセル者ニ交付ス。コノ證書ヲ、株券トイヒ、株券ヲ有スルモノヲ、株主トイフ。株券ハ、所有者ヨリ、他ニ轉賣スルヲ得ルモノニテ、會社ノ事業盛大ナレバ、其ノ價騰貴シ、利益少キトキハ下落ス。株主ノ責任ハ、株券ノ金額ノミニ止

ル。故ニ、之ヲ、有限責任ノ會社トイフ。

銀行モ、亦、金錢貸付、貯金預、爲替等ノ事業ヲ營ム會社ナリ。

現今、我が國ノ會社ニハ、鐵道會社、郵船會社、紡績會社、電燈會社、各種製造會社、物産會社、保險會社等アリ。

## 第二十課 保險

人ノ、世ニ在ル間ハ、往々、不慮ノ災難ニ罹ルコトアリ。保險業ハ、即、之ヲ救フヲ主トスル



モノニテ、ソノ種類、一ナラズ。

建物ヲ有シ、又ハ、巨額ノ商品ヲ有スル人、火災保險ノ會社ト契約シテ、一定ノ期間ニ、保險料ヲ支拂ヘバ、不慮ノ火災ニ罹レルトキ、會社ハ、直ニ、契約ノ金額ヲ、罹災者ニ支拂フナリ。

海路ヨリ、貨物ヲ運送スルニ、荷主ハ、荷物ヲ、船主ハ、船體ヲ、保險ニ付スレバ、海上保險ノ會社ハ、各依頼者ヨリ、一時、若クハ、時期ヲ分

チテ、保險料ヲ支拂ハシメ、其ノ船、遭難スレバ、會社ハ、罹災者ニ、保險金ヲ交付ス。

又、生命保險ト稱スルモノアリ。其ノ會社ニ、定額ノ金ヲ拂ヒ込メバ、死後ニ、會社ハ、保險ノ金額ヲ、カネテ定メタル受取人ニ支拂フナリ。

以上ノ三種ハ、保險事業ノ中、重ナルモノナリ。コノ外、養老保險、教育保險等アリ。一定ノ年齢ニ達シタル時受ケ取ルベキ金額ヲ契



約シテ、若干ノ拂込ヲスルナリ。保險事業ノ種類ハ、尚、甚多シ。

保險事業ノ起ラザリシ昔ニハ、一旦、家屋、商品等ヲ燒失シ、或ハ、船舶、貨物、沈没ノ難ニ遭ヘバ、償ヲ得ルニ、道ナク、巨萬ノ富ヲ有スルモノモ、一朝ニシテ倒産スルヲ免レザリシカバ、商業ノ發達ヲ防ゲラル、コト多カリキ。現今ニ至リテハ、家屋ヲ建築スル者、貨物ヲ運送店ニ託スル者、商品ヲ倉庫ニ藏ムル者等ハ、各之ヲ、保險ニ附シ、商品代價ヲ計算スルニモ、必、保險料ノ一項ヲ加フルヲ、順序トスルニ至レリ。

文法 主語、説明語、及、客語ニハ、他語ヲ添ヘテ、其ノ意ヲ修飾ス。例ヘバ、世の人、往々、不慮の災難に罹るノ文ニテ、世のハ、人ヲ、往々ハ、罹るヲ、不慮のハ、災難ヲ修飾セルガ如シ。

第二十一課 高田屋嘉兵衛

昔、淡路國の都志村に、高田屋嘉兵衛といふ人あり、幼より、剛勇にして、志、凡ならざりき。



生長の後、船にて、松前に往來し、水産物を賣  
買して、家産漸豊になれり。

寛政十一年、幕府、千嶋の國後クナヅリユトロ、擇捉を巡察せ  
しめんとして、人を募れり。千嶋は、風浪險惡  
の聞えあるが故に、人皆之を危みしを、嘉兵  
衛、喜びて、募に應じ、直に出發して、潮流の緩  
急、暗礁の有無等を測量し、遂に、海を超えて、  
擇捉に渡れり。

擇捉には、七百の土人住せしが、未、漁業の法  
を知らざりければ、甚貧困なりき。嘉兵衛之  
を憐み、十七箇所の漁場を設けて、其の法を  
教へけり。土人悦服して、神の如く敬ひけり。  
後、幕府、嘉兵衛の功を賞して、終身、扶持米を  
給したり。

是より先、露西亞人、蝦夷の近海に出沒して、  
良民を劫掠せり。適、露艦デアーナ號、我が近  
海を測量して、國後嶋に投錨す。守吏、艦長ガ  
ロウイン等を捕ふ。



文化九年、副艦長リコルド、軍艦を以て、我が漂民を、國後嶋に送り來り、艦長以下をゆるされんことを請ふ。守吏、詐りて、已に誅罰せりと告ぐ。リコルド怒り、我が船舶を劫掠して、實情を明にせんと欲せり。會、嘉兵衛、擇捉より、海を航して、函館に行かんとなす。リコルド、之を脅し、要して、勘察加に赴けり。時に、露人、銃をつらねて、嘉兵衛を圍む。嘉兵衛、之を叱し、言ふことあらば、艦長に面して

聽かんと呼はれり。リコルド、嘉兵衛の、常人にあらざるを知り、上座にひきて、厚く禮し、辭を卑うして、ガロウインの安否を問ふ。嘉兵衛、告ぐるに、實を以てし、松前の獄にあることを知らしむ。露人、聞きて、大に喜び、厚く待遇せり。

嘉兵衛、露領に在ること久しく、能く、其の國語に通ずるを得たり。我が國の水手、主人を呼んで、大將と稱す。故に、リコルド、亦、嘉兵衛



を敬して呼ぶに、大將の稱を以てす。一日、嘉兵衛、從容として、リコルドに説きて曰はく、我が國の有司、ガロウインをゆるさざるは、露艦、屢國境に寇して、居民を劫掠せしが故なり。將來、必、此の事を誓はば、吾爲に能く、兩國の平和を謀らんと。リコルド感喜し、翌年五月、嘉兵衛と共に、勸察加を發して、國後に到り、狀を具して申請せしかば、ガロウイン、終に、拘禁をゆるされ、多年の葛藤、こゝ

に解けて、露人、再我が國に寇せずなりぬ。

第二十二課 燈明臺

數十日の遠洋航海に倦み果てたるとき、遙に、燈明臺の光を見いでたるばかり喜ばしきは無かるべし。又、波風荒き夜半に、燈明臺を見出で、方向を定むるを得たるばかり、心強きはなかるべし。

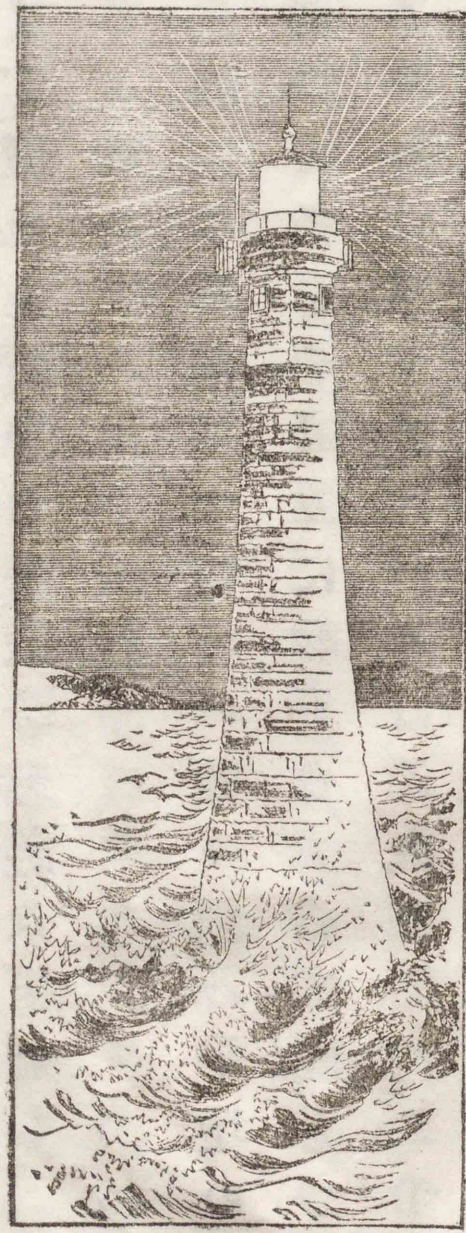
燈臺は、暗夜、航海者の目標として、緊要なるものにて、沿岸、到る處の要所に設けたり。



發光法には種々ありて、白色、赤色の動かざ  
 るもの、常に廻轉してやまざるもの、白色と、  
 赤色と、こもく廻轉して閃くもの、閃光斷  
 續して、遠く海上を照すもの等の差別あり。  
 航海者は、これを觀て、容易に、その、何處なる  
 かを知ることを得るなり。

構造の法も、亦種々あり。或は海中に建てた  
 るもの、巖頭に築けるもの、船の形に造りて  
 浮べたるもの、浮標の上に、發光機を裝置せ

るもの等あり。又、濃霧立ち籠めて、光線の力  
 によること能はざる時は、汽笛を鳴し、鐘鈴



を振り、或は、空砲を連發し、或は、壓迫せる空  
 氣によりて、音響を發せしむる等、方法尠か



らず。

燈臺には、必、數人の守衛あり。日没より、日出まで、燈光を看守して、職務を怠る事なし。

第二十三課 壇の浦の戦

元暦二年三月二十四日の卯の刻、源平、壇の浦にて、矢を合せ、互に、舷ヒをたゝいて、鬨トキをつくる。潮たぎりて速ければ、源氏の船は、三千餘艘、潮にひかれて押し落され、平家の船は、千餘艘、潮につれてぞ出で來たる。

新中納言知盛は、船の艦ヘサキに立ち出で、大音聲に、「いくさも、けふは限ならん。東國の者共に、弱氣を見すな」といひければ、近く候ひける飛驒の三郎左衛門景經、「各、此の仰承れや」と呼はつたり。

さる程に、平家は、千餘艘を、三手に作る。先陣は、山鹿の兵藤次秀遠、五百餘艘にて向ふ。二の陣は、松浦黨、三百餘艘にて續きたり。三の陣は、平家の公達キンダチ、二百餘艘に乗りたりけり。



兵藤次秀遠は、九州一の強弓精兵なり。我に劣らぬつはもの五百餘人をすぐりて、舟に立て、散々に射けるに、源氏のつはもの楯もたまらず射たてられて引き退く處に、阿波の民部重能は、子教能を生擒られて、今は叶はじとや思ひけん。心がはりして、源氏になびきぬ。味方の赤旗、赤じるしはとり捨てられて、いつか、白旗にかはりたり。

かねて、平家の謀に、唐船には、雜人を載せ、兵船には、公達うち乗り、源氏、唐船を攻めなば、兵船をもて夾み撃ち、中に取り込めて、一艘も遁すまじきてだてなりしを、重能かへり忠の後は、敵、唐船には、目もかけず、皆、兵船に集りたり。程なく、四國、鎮西のつはものども、亦、平家をば背きければ、源氏の兵船、海をおほひぬ。味方、かしこに着かんとすれば、波高くして叶ひがたく、この汀ミギハに寄せんとすれば、敵、矢先をそろへて待ちかけたり。



鳴り響く鎬矢の音は、耳を貫きてすさまじく、とよめく鬨の聲は、波にこたへて、湧くが如し。敵のつはものは、手にく、船を寄せ來り、味方危く見えければ、前の能登守教經、滋藤の弓を持ちて、さしつめ引きつめ射かくるに、ものども、多く射殺さる。かくて、矢種も盡きければ、黒漆の大太刀、白柄の大薙刀、左右に抜きて、薙ぎ廻り、敵をころすこと、數知れざりき。

知盛、教經のもとに、使をはしらせて、「此の輩は、皆、雑兵なり。痛く、罪をばつくり給ふな」といひやりければ、さては、九郎に組めとならん。それは、存ずる所なり。如何はせんと伺ふ處に、義經の船とすれ合ひたり。教經、すかさず乗りうつり、あはやと、目を懸けて跳りかかるを、義經、叶はじとや思ひけん。薙刀をば、弓手の脇にかい挟み、二丈ばかり隔りたる、味方の船に飛び乗りたり。



教經、早業劣りてけれ  
 ば、續きても飛び乗ら  
 ず。今は、かうぞと、太刀、  
 薙刀を、海に投げ入れ、  
 冑脱ぎ捨て、鎧の袖、草クサ  
 摺ズリをもかなぐり  
 捨て、胴ばかり着  
 て、大童ホオワラハになり、大  
 手を廣げてぞ立



ちたりける。源氏の方に、我と思はん者あら  
 ば、寄りて、教經いけどりて、鎌倉へ具してゆ  
 け。頼朝にあひて、一言物いはん。寄れや、寄れ  
 や」と呼はれども、寄る者一人もなかりけり。  
 こゝに、土佐の國の住人、安藝の太郎實光と  
 て、凡二三十人が力もてる者、我に劣らぬ郎  
 黨を具せり。その弟の次郎も、また、人にすぐ  
 れたる兵ツハモノなり。  
 彼等三人いひけるは、「たとひ能登殿、心は剛



におはすとも、何程の事かあるべき。たけ十丈の鬼なりとも、我等がつかみつかんには、などか従はざるべき」とて、打物をば、鞘に藏め、すきもあらせず、教經に寄り合ひたり。教經、これを見て、真先に進みたる郎黨をば、海へ蹴入れ、續きかゝる太郎をば、弓手ユンテの脇にかい挟み、弟の次郎をば、馬手ウマテの脇に取りて挟み、二しめ三しめしめけるが、「いざや。おのれ等。死出の山路のともせよ」とて、海へ

さつとぞ飛び入りける。

(平家物語による)

第二十四課 御宸翰

朕、幼弱ヲ以テ、粹ニ、大統ヲ紹ギ、爾來、何ヲ以テ、萬國ニ對立シ、列祖ニ事ヘ奉ランヤト、朝夕、恐懼ニ堪ヘザルナリ。竊ニ考ルニ、中葉、朝政衰テヨリ、武家、權ヲ專ラニシ、表ハ、朝廷ヲ推尊シテ、實ハ、敬シテ、是ヲ遠ケ、億兆ノ父母トシテ、絶テ、赤子ノ情ヲ知ルコト能ハザル様計リ成シ、遂ニ、億兆ノ君タルモ、唯、名ノミ



二成り果テ、其ガ爲、今日、朝廷ノ尊重ハ、古ヘ  
ニ倍セシガ如クニテ、朝威ハ、倍衰ヘ、上下相  
離ル、コト、霄壤ノ如シ。カ、ル形勢ニテ、何  
ヲモツテ、天下ニ君臨センヤ。今般、朝政一新  
ノ時ニ膺リ、天下億兆、一人モ、其處ヲ得ザル  
時ハ、皆、朕ガ罪ナレバ、今日ノ事、朕、自身骨ヲ  
勞シ、心志ヲ苦メ、艱難ノ先ニ立テ、古列祖ノ  
盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ、治績ヲ勤メテコソ、  
始テ、天職ヲ奉ジテ、億兆ノ君タル所ニ背カ

ザルベシ。往昔、列祖、萬機ヲ親ラシ、不臣ノモ  
ノアレバ、自將トシテ、コレヲ征シ給ヒ、朝廷  
ノ政、總テ簡易ニシテ、如此尊重ナラザルユ  
エ、君臣相親シミテ、上下相愛シ、德澤、天下ニ  
洽ク、國威、海外ニ輝キシナリ。然ルニ、近來、宇  
内、大ニ開ケ、各國、四方ニ相雄飛スルノ時ニ  
當リ、獨、我ノミ、世界ノ形勢ニ疎ク、舊習ヲ固  
守シ、一新ノ効ヲハカラズ。朕、徒ラニ、九重ノ  
中ニ安居シ、一日ノ安キヲ偷ミ、百年ノ憂ヲ



忘ル、トキハ、遂ニ、各國ノ凌侮ヲ受ケ、上ハ、  
列聖ヲ辱シメ奉リ、下ハ、億兆ヲ苦メンコト  
ヲ恐ル。故ニ、朕、コ、ニ、百官諸侯ト、廣ク相誓  
ヒ、列祖ノ御偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦  
ヲ問ハズ、親ラ、四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫  
シ、遂ニハ、萬里ノ波濤ヲ開拓シ、國威ヲ、四方  
ニ宣布シ、天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコト  
ヲ欲ス。汝億兆、舊來ノ陋習ニ慣レ、尊重ノミ  
ヲ、朝廷ノ事トナシ、神州ノ危急ヲシラズ、朕、

一タビ、足ヲ舉レバ、非常ニ驚キ、種々ノ疑惑  
ヲ生ジ、萬口紛紜トシテ、朕ガ志ヲナサマラ  
シムル時ハ、是、朕ヲシテ、君タル道ヲ失ハシ  
ムルノミナラズ、從テ、列祖ノ天下ヲ失ハシ  
ムルナリ。汝億兆、能々、朕ガ志ヲ體認シ、相率  
キテ、私見ヲ去リ、公議ヲ採リ、朕ガ業ヲ助ケ  
テ、神州ヲ保全シ、列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシ  
メバ、生前ノ幸甚ナラン。(明治元年三月十四日 下詔)

文法 主語、説明語、及、客語ハ、省カル、コトアリ。



例へば、源氏の方に、我(汝)ニ敵センと思は  
ん者あらば、(ソ)ノ者、我(ニ)寄りて、教經いけ  
どりて、(教經ヲ)鎌倉へ具してゆけノ如シ。

第二十五課 大和心

後醍醐天皇御製

世をさまり民安かれといのるこそ

わが身につきぬおもひなりけれ

天の下たれかはもれむ日のごとく

藪しも分かぬきみがめぐみは

(大江宗秀)

世の中におもひあれども子をこふる

思ひにまさるおもひなきかな

(紀貫之)

家富みてあかぬ事なくつかふとも

報いむものかおやのめぐみは

(小澤蘆庵)

埋火のあたりのどかにはらからの

まとおせし夜ぞこひしかりける

百九



しきしまの大和ごころを人とは、  
あさ日々にほふ山ざくらばな

頁十  
(源定信)

(本居宣長)

高等小學國語讀本七終

明明明明明明明明  
治治治治治治治治  
三三三三三三三三三  
十十十十十十十十十  
四四四四三三三三二二  
年年年年年年年年年  
八九三三十一一十一  
二二二二二二二二二  
月月月月月月月月月  
八五廿二十十四一五一  
四十五二  
日日日日日日日日日  
修修修修修修訂訂發印  
正正正正正正正正  
五五四四三三再再  
版版版版版版版版  
發印發印發印發印  
行刷行刷行刷行刷



編者 發行所  
代印 表者 發行者

定價	
全八冊	金壹圓七拾錢
卷ノ一金貳拾錢	卷ノ五金貳拾貳錢
卷ノ二金貳拾錢	卷ノ六金貳拾貳錢
卷ノ三金貳拾壹錢	卷ノ七金貳拾貳錢
卷ノ四金貳拾壹錢	卷ノ八金貳拾貳錢

西澤之助  
東京市橋區番地  
橋本忠次郎  
東京市橋區番地  
河本龜之助  
東京市橋區番地  
株式會社 光社



高等科

岸

田所有